

令和7年度 市民税・県民税申告の手引き

前橋市 市民税課 ☎ 027-898-6203

今回申告していただく所得は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間の所得です。
この申告内容は、市民税・県民税及び国民健康保険税の賦課資料となるだけでなく、所得証明や児童手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

- 申告会場は、大変混雑します。来場は極力控え、郵送等で提出をお願いします。
状況により入場制限をかけたり、受付時間内でも受付を終了する場合があります。
- 出張会場は、対象の地区にお住まいの方が対象です。

※本申告書は、前年度に住民税申告書を提出している方などに郵送しています。
令和7年度申告の要否については、2ページ目のフロー図を参考に判断ください。

【市・県民税申告 本会場】

対象者の地区	本会場	受付期間	受付時間
市内全地区	前橋市役所 (2階 市民税課) 大手町2-12-1	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 休日は3月2日(日)のみ開設します	午前9時～午後4時 3月2日(日)は午後3時まで

【市・県民税申告 出張会場】 ※今年度から受付時間が変更されていますので、ご注意ください。

対象者の地区	出張会場	所在地	受付期間(平日のみ)	受付時間
東地区	各市民サービスセンター	箱田町543-1	2月 3日(月)	午前9時30分～午後3時 ※町ごとに時間を指定します。 詳細は、回覧板をご覧ください。
下川淵地区		鶴光路町701	2月 4日(火)	
南橋地区		日輪寺町158	2月 5日(水)	
城南地区	城南支所	二之宮町1320-1	2月 6日(木) 2月 7日(金)	
桂萱地区	各市民サービスセンター	上泉町141-3	2月10日(月)	
上川淵地区		後閑町35	2月12日(水)	
芳賀地区		鳥取町817	2月13日(木)	
宮城地区	宮城支所 (1階 第2会議室)	鼻毛石町1507-4	2月17日(月)～ 2月20日(木)	午前9時30分～午後3時 ※各会場の最終日は 宮城・大胡・粕川・・・午後2時まで 富士見・・・正午 まで
大胡地区	大胡支所 (2階 大会議室)	堀越町1115-1	2月21日(金)～ 2月28日(金)	
粕川地区	粕川支所 (2階 208会議室)	粕川町西田面216-1	3月 3日(月)～ 3月 6日(木)	
富士見地区	富士見支所 (2階 大会議室)	富士見町田島240	3月 7日(金)～ 3月17日(月)	

※ 出張会場の日程でご都合がつかない方は、前橋市役所本会場をご利用ください。

【所得税等 確定申告会場】 ※今年度から会場が変更されていますので、ご注意ください。

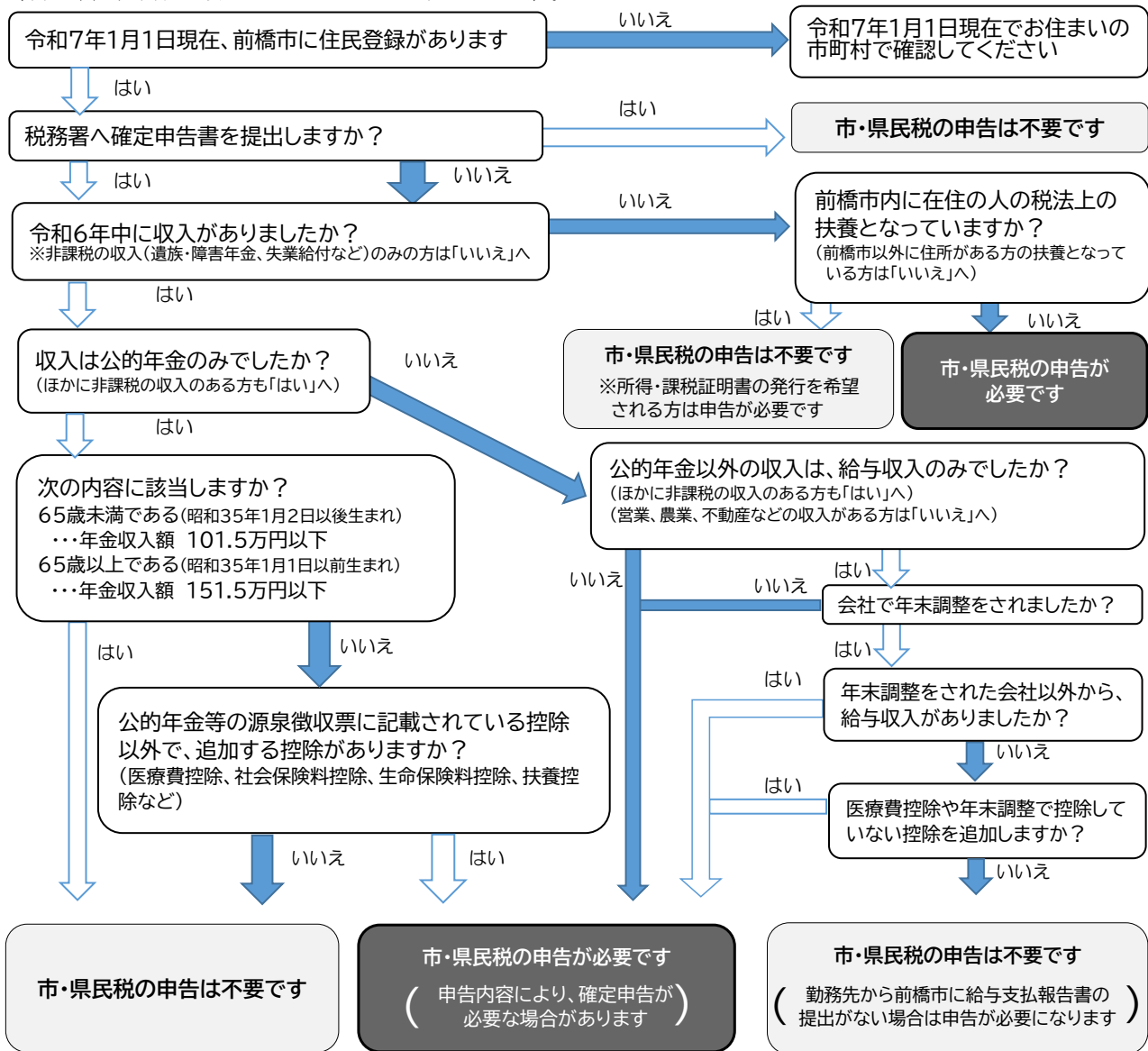
確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3階リリカホール)	国領町2-14-1	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 休日は3月2日(日)のみ開設します。	午前9時～午後4時

※ お問い合わせ 前橋税務署 電話:027-224-4371 (自動音声案内で「0」(ゼロ))

※ 確定申告は、ご自宅のパソコン・スマホからe-Taxを利用して提出できます。

申告が必要か確かめてみましょう！

(下記の図は、申告が必要かどうかの目安としてご利用ください。)



公的年金等受給者の方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出は不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。また、確定申告書を提出しない方でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を市・県民税の計算に適用するには、市・県民税申告書の提出が必要です。

《控除の例》

扶養控除、医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除、障害者控除など

前年中に収入がなかった（非課税収入のみで生活していた）方へ

令和6年中に無収入だった方や非課税収入（遺族年金・障害年金など）のみで生活していた方は「16 収入がなかった人の記入欄」（申告書裏面）の1～2のうち該当する部分を記入し、申告してください。

《記入例》



前橋市内に在住の人の税法上の扶養となっている（前年中に収入がなかった）方が職場や学校などに「課税証明書」の提出が必要な場合も申告が必要です。

16 収入がなかった人の記入欄

1 次の人からの扶養・仕送りにて生活していた 氏名 前橋 正一 続柄 父

(申告者の住所と異なる場合は記入してください。)

住所

2 前年中の生活状況について（該当する□に✓点を記入してください）

□遺族年金・障害年金にて生活 □生活保護法による生活扶助にて生活 □雇用保険（失業保険）等の給付を受けていた
□預貯金にて生活 □その他

1 所得金額

※①、②、③のいずれかの所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿の保存が必要です。所得税の申告が必要ない方も含みます。

種 類		概 要																										
ア①	営 業 等	製造業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、コンパニオン、茶花等の師匠、検針員、内職などの事業による所得です。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。																										
イ②	農 業	農産物の生産などによる所得です。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。																										
ウ③	不 動 産	地代、家賃、駐車場、土地や家屋の権利金などによる所得です。申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入してください。																										
エ④	利 子	公社債及び預貯金の利子などによる所得です(源泉分離課税されるものを除く。)																										
オ⑤	配 当	株式や出資金などの配当、証券投資信託の収益の分配金などによる所得です。																										
カ⑥	給 与	俸給、給料、賃金、賞与などによる所得です。下表により給与収入金額から所得金額が計算できます。																										
		<table><tr><th>給与収入金額(A)</th><th>給与所得の計算</th></tr><tr><td>550,999円以下</td><td>0円</td></tr><tr><td>551,000円～1,618,999円</td><td>(A) － 55万円</td></tr><tr><td>1,619,000円～1,619,999円</td><td>106.9万円(定額)</td></tr><tr><td>1,620,000円～1,621,999円</td><td>107万円(定額)</td></tr><tr><td>1,622,000円～1,623,999円</td><td>107.2万円(定額)</td></tr><tr><td>1,624,000円～1,627,999円</td><td>107.4万円(定額)</td></tr><tr><td>1,628,000円～1,799,999円</td><td rowspan="3">(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)</td><td>×2.4+10万円</td></tr><tr><td>1,800,000円～3,599,999円</td><td>×2.8－8万円</td></tr><tr><td>3,600,000円～6,599,999円</td><td>×3.2－44万円</td></tr><tr><td>6,600,000円～8,499,999円</td><td>(A) ×0.9－110万円</td></tr><tr><td>8,500,000円以上</td><td>(A)－195万円</td></tr></table>		給与収入金額(A)	給与所得の計算	550,999円以下	0円	551,000円～1,618,999円	(A) － 55万円	1,619,000円～1,619,999円	106.9万円(定額)	1,620,000円～1,621,999円	107万円(定額)	1,622,000円～1,623,999円	107.2万円(定額)	1,624,000円～1,627,999円	107.4万円(定額)	1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4+10万円	1,800,000円～3,599,999円	×2.8－8万円	3,600,000円～6,599,999円	×3.2－44万円	6,600,000円～8,499,999円	(A) ×0.9－110万円	8,500,000円以上	(A)－195万円
		給与収入金額(A)	給与所得の計算																									
		550,999円以下	0円																									
		551,000円～1,618,999円	(A) － 55万円																									
		1,619,000円～1,619,999円	106.9万円(定額)																									
		1,620,000円～1,621,999円	107万円(定額)																									
		1,622,000円～1,623,999円	107.2万円(定額)																									
		1,624,000円～1,627,999円	107.4万円(定額)																									
		1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 (千円未満切捨て)	×2.4+10万円																								
1,800,000円～3,599,999円	×2.8－8万円																											
3,600,000円～6,599,999円	×3.2－44万円																											
6,600,000円～8,499,999円	(A) ×0.9－110万円																											
8,500,000円以上	(A)－195万円																											
※年間の合計給与収入金額を表の左側「給与収入金額(A)」の欄にあてはめたら、表の右側の「給与所得の計算」をします。 ※特定支出控除を受ける場合は、「市民税・県民税(分離課税等用)」を併せて提出してください。																												
○所得金額調整控除 次の表の①か②に該当する方は、表中「控除額」の計算式に基づき給与所得の金額から控除されます。																												
<table><tr><th colspan="2">要件</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="3">①</td><td>給与収入額が850万円超</td><td rowspan="3">{ 給与収入 (1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円 } ×10%</td></tr><tr><td>本人特別障害</td></tr><tr><td>23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*</td></tr><tr><td>②</td><td>給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額④の合計額が10万円を超える</td><td>⑦ (10万円を超える場合は10万円) + ④ (10万円を超える場合は10万円) -10万円</td></tr></table>		要件		控除額	①	給与収入額が850万円超	{ 給与収入 (1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円 } ×10%	本人特別障害	23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*	②	給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額④の合計額が10万円を超える	⑦ (10万円を超える場合は10万円) + ④ (10万円を超える場合は10万円) -10万円																
要件		控除額																										
①	給与収入額が850万円超	{ 給与収入 (1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円 } ×10%																										
	本人特別障害																											
	23歳未満の扶養親族あり* 扶養特別障害あり*																											
②	給与所得の金額⑦と公的年金等雑所得の金額④の合計額が10万円を超える	⑦ (10万円を超える場合は10万円) + ④ (10万円を超える場合は10万円) -10万円																										
* 同一生計で合計所得48万円以下であれば他の納税義務者の扶養親族でも可																												
雑	キ⑦ 公 的 年 金 等	厚生年金、国民年金、恩給などによる所得です。収入金額の合計を下の算式にあてはめると所得金額になります。 <u>(ただし、遺族年金や障害年金は課税されませんので、申告書裏面16へ記入してください。)</u>																										
		<table><tr><th>受給者の年齢</th><th>その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)</th><th>公的年金等の所得金額※</th></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前生まれ)</td><td>330万円未満</td><td>(A) － 110万円</td></tr><tr><td>330万円以上410万円未満</td><td>(A) ×75% － 27.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A) ×85% － 68.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上1,000万円未満</td><td>(A) ×95% － 145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>(A) － 195.5万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満の人 (昭和35年1月2日以後生まれ)</td><td>130万円未満</td><td>(A) － 60万円</td></tr><tr><td>130万円以上410万円未満</td><td>(A) ×75% － 27.5万円</td></tr><tr><td>410万円以上770万円未満</td><td>(A) ×85% － 68.5万円</td></tr><tr><td>770万円以上1,000万円未満</td><td>(A) ×95% － 145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>(A) － 195.5万円</td></tr></table>		受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※	65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前生まれ)	330万円未満	(A) － 110万円	330万円以上410万円未満	(A) ×75% － 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) ×85% － 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% － 145.5万円	1,000万円以上	(A) － 195.5万円	65歳未満の人 (昭和35年1月2日以後生まれ)	130万円未満	(A) － 60万円	130万円以上410万円未満	(A) ×75% － 27.5万円	410万円以上770万円未満	(A) ×85% － 68.5万円	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% － 145.5万円	1,000万円以上	(A) － 195.5万円
		受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等の所得金額※																								
		65歳以上の人 (昭和35年1月1日以前生まれ)	330万円未満	(A) － 110万円																								
			330万円以上410万円未満	(A) ×75% － 27.5万円																								
410万円以上770万円未満	(A) ×85% － 68.5万円																											
770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% － 145.5万円																											
1,000万円以上	(A) － 195.5万円																											
65歳未満の人 (昭和35年1月2日以後生まれ)	130万円未満	(A) － 60万円																										
	130万円以上410万円未満	(A) ×75% － 27.5万円																										
	410万円以上770万円未満	(A) ×85% － 68.5万円																										
	770万円以上1,000万円未満	(A) ×95% － 145.5万円																										
	1,000万円以上	(A) － 195.5万円																										
※公的年金等以外の所得金額が1,000万円超の場合は上表から所得金額が10万円増額、2,000万円超の場合20万円増額となります。																												
ク⑧ 業 務	原稿料、講演料、シルバー人材センターからの配分金などによる所得です。																											
ケ⑨ そ 他	互助年金や生命保険契約に基づく年金、暗号資産取引などの⑦及び⑧以外のものによる所得です。																											
総合譲渡	コ⑩短期	機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年以下)。																										
	サ⑪長期	機械、車両などの譲渡による所得です(取得の日から譲渡の日までの所有期間が5年を超えるもの)。																										
シ⑪	一 時	懸賞の当選金品、競馬・競輪等の払戻金、生命保険の一時金などによる所得です。																										
分離課税		短期譲渡所得(土地・建物)、長期譲渡所得(土地・建物)、株式等譲渡所得、株式等配当等所得、先物取引所得、山林所得																										

※分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税(分離課税等用)」を併せて提出してください。

2 事業専従者控除について

生計を一にする親族（15歳未満の人や同一生計配偶者、扶養親族になっている人を除く。）が、1年のうち6か月を超える期間を事業に専ら従事している場合には、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を控除できます。			
(1) 事業所得 ÷	(事業専従者の人数 + 1)	(2) 配偶者86万円	その他の親族50万円

3 所得から差し引かれる金額

⑬～⑯、㉔、㉕までの控除は、前年中に支払った金額が控除の対象となります。

種 類	概 要																
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民年金、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの保険料 支払額（金額）＝控除額 ※年金から引き落としされている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、引き落としされている本人の控除になります。																
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	あなたが支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金又は個人型年金掛金、若しくは心身障害者扶養共済掛金 支払額（金額）＝控除額																
⑮ 生命保険料控除	あなたが支払った生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を、⑮の該当する欄に記入してください（契約日により控除額が異なります。）。※控除額については5ページを参照																
⑯ 地震保険料控除	あなたが支払った特定の損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を、⑯の該当する欄に記入してください。※控除額については5ページを参照																
⑰ ⑱ 寡婦控除 ひとり親控除	あなたが配偶者と死別・離婚した後再婚していない、未婚であるもしくは配偶者の生死が不明の場合で下記に該当するとき <table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">条 件</th><th>控除額</th></tr><tr><td rowspan="2">寡婦控除（女性）</td><td>死別・生死不明</td><td>合計所得が500万円以下である</td><td rowspan="2">26万円</td></tr><tr><td>離婚</td><td>合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる</td></tr><tr><td rowspan="3">ひとり親控除</td><td>死別・生死不明</td><td rowspan="3">合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）</td><td rowspan="3">30万円</td></tr><tr><td>離婚</td></tr><tr><td>未婚</td></tr></table> ※子は、生計を一にする前年中の総所得金額等が48万円以下（他の人の同一生計配偶者や扶養親族となっている人を除く。）	区 分	条 件		控除額	寡婦控除（女性）	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる	ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）	30万円	離婚	未婚
区 分	条 件		控除額														
寡婦控除（女性）	死別・生死不明	合計所得が500万円以下である	26万円														
	離婚	合計所得が500万円以下であり、子以外の扶養親族がいる															
ひとり親控除	死別・生死不明	合計所得が500万円以下であり、子を扶養している（※）	30万円														
	離婚																
	未婚																
⑲ 勤 労 学 生 控 除	あなたが大学や高校の学生や生徒で、前年中の合計所得金額が75万円以下であり、しかも自己の勤労による事業所得、給与所得、退職所得、又は雑所得以外の所得が10万円以下のとき。 控除額 26万円 ※この控除を受ける場合には、各種学校や専修学校の生徒であること又は職業訓練法人の認定職業訓練を受けていることについて、 学校や法人から交付される証明書の提示をお願いします。																
⑳ 障 害 者 控 除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者であるとき。 控除額 ①特別障害者（身体障害者手帳の場合1～2級） 30万円 ②その他の障害者 26万円 ③同居特別障害者（①のうちあなた又はあなたの配偶者もしくはあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人） 53万円 ※16歳未満の扶養親族についても、障害者控除は適用されます。 この控除を受ける場合は、 障害者手帳または証明書の提示をお願いします。																
㉑ 配 偶 者 控 除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下であなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき（他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。なお、昭和30年1月1日以前生まれの配偶者は老人配偶者に該当します。 ※控除額については6ページを参照 ※同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に該当する場合（あなたの合計所得金額が1,000万円超かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下のとき）、申告書のチェック欄に○をつけてください。 ※同一生計配偶者・控除対象配偶者の説明は6ページを参照																
㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下のとき（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）、段階的に控除が受けられます。 ※控除額については6ページを参照																
㉓ 扶 養 控 除	あなたと生計を一にする親族の前年中の合計所得金額が48万円以下のとき（他の者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。 ※控除額については6ページを参照																
㉔ 基 礎 控 除	すべての人に適用される控除であり、総所得金額等から控除します。 控除額はあなたの合計所得金額により異なります。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用なし						
合計所得金額	控除額																
2,400万円以下	43万円																
2,400万円超2,450万円以下	29万円																
2,450万円超2,500万円以下	15万円																
2,500万円超	適用なし																
㉕ 雑 損 控 除	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けたとき。 ①（損失の金額－保険等の補てん額）－（総所得金額等の合計×10%） ②（損失の金額－保険等の補てん額）のうち災害関連支出の金額－5万円 ①、②のうちいずれか多い方の金額＝控除額 【必要書類（添付または提示）】 災害関連支出についての領収書、住宅や家財の資産の損失額の明細書、り災証明書、盗難証明書など																
㉖ 医 療 費 控 除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費 ※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制どちらかを選択 ※詳しくは8ページを参照																

◎生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 控除額計算欄

平成23年12月31日以前に締結した契約（旧契約）と平成24年1月1日以後に締結した契約（新契約）があり、

旧契約のみで申告

新契約のみで申告

新旧両契約を合計して申告

この3通りから有利な方法を選択できます。

ただし、新旧両契約を合計して申告する場合の限度額は、28,000円です。「旧契約のみ」で申告したほうが有利になる場合もありますので、ご注意ください。

控除額は、下記の計算欄で「生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」それぞれについて算出し、合計した金額になりますが、全体の最高限度額は、70,000円です。

平成23年12月31日以前の契約（旧契約分）

支払保険料

旧生命保険料

合計

円

①

①②の金額

控除額

～15,000円

①の金額

円

③

15,001円～40,000円

$\text{①} \times 0.5 + 7,500\text{円}$

円

④

40,001円～

$\text{①} \times 0.25 + 17,500\text{円 (最高35,000円)}$

円

⑤

旧個人年金保険料

合計

円

⑥

⑥の金額

円

⑦

$\text{⑥} \times 0.5 + 7,500\text{円}$

円

⑧

$\text{⑥} \times 0.25 + 17,500\text{円 (最高35,000円)}$

円

⑨

平成24年1月1日以後の契約（新契約分）

支払保険料

新生命保険料

合計

円

⑩

⑩⑪⑫の金額

控除額

～12,000円

⑩の金額

円

⑬

12,001円～32,000円

$\text{⑩} \times 0.5 + 6,000\text{円}$

円

⑭

32,001円～

$\text{⑩} \times 0.25 + 14,000\text{円 (最高28,000円)}$

円

⑮

⑬+⑭

(最高28,000円)

(⑬のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円)

円

⑯

⑮+⑯

(最高28,000円)

(⑮のみについて適用を受ける場合は、最高35,000円)

円

⑰

⑰+⑱

(最高28,000円)

円

⑲

生命保険料控除額

最高7万円

⑲+⑳+㉑

円

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

※控除額の合計を㉒へ記入してください。

申告書表面「～保険料の計」欄には、各区分の支払金額を記入してください。

◎地震保険料 控除額計算表

地震保険料と旧長期損害保険料の両方もしくはどちらか一方を含んだ契約が複数ある場合は、控除額が有利な組合せの契約を選択できます（最高控除額25,000円）。ただし、両方を含んだ契約については、どちらか一方の支払保険料しか選択できません。

※平成20年度より損害保険料控除が廃止されましたが、平成18年12月31日までに締結した保険期間が10年以上の契約に関する長期損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができる場合があります。

契約別区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料契約に係るもの	50,000円以下	支払った保険料の金額 $\times 1/2$
	50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料契約に係るもの	5,000円以下の場合	支払った保険料の金額
	5,000円を超え15,000円以下の場合	支払った保険料の金額 $\times 1/2 + 2,500\text{円}$
	15,000円を超える場合	10,000円
③上記の①と②の両方がある場合	(①で計算した金額) + (②で計算した金額) = 地震保険料控除額 (最高25,000円)	

※控除額に1円未満の端数が生じた場合は切り上げてください。

※控除額の合計を㉒へ記入してください。

◎配偶者控除及び配偶者特別控除 控除額表

配偶者の合計所得金額 (配偶者の収入が給与のみの場合の収入金額)		あなたの合計所得金額 (給与のみの場合の収入金額)		
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
配偶者控除	48万円以下 (1,030,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下 (1,030,000円超1,500,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (1,500,000円超1,550,000円以下)	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下 (1,550,000円超1,600,000円以下)	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下 (1,600,000円超1,667,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下 (1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下 (1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下 (1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下 (1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下 (1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	133万円超 (2,015,999円超)	0円	0円	0円

◎同一生計配偶者・控除対象配偶者について

同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下である人を行います（青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。）。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、あなたの合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいい、配偶者控除が適用されます。

控除対象配偶者に該当しない同一生計配偶者が障害者である場合、障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。



◎扶養控除

区分	条件	控除額
特定扶養親族	平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ	45万円
老人扶養親族	昭和30年1月1日以前生まれ	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居している人	45万円
年少扶養親族	平成21年1月2日以後生まれ	なし
その他の扶養親族	上記以外の控除対象扶養親族	33万円

※年少扶養親族については、扶養控除額の適用がありませんが、申告が必要です。

なお、扶養とすることで、該当する場合には障害者控除及び同居特別障害者加算の特例は適用されます。

市民税・県民税申告書添付用

令和7年度 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

住所

氏 名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の(1)～(3)の必要事項を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)
①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		☐ 診療・治療 ☐ 介護保険サービス ☐ 医薬品購入 ☐ その他の医療費	円	円
2 の 合 計			円	円

医 療 費 の 合 計	A	(㊳+㊴) 円	B	(㊴+㊵) 円
-------------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
D × 0.05	(赤字のときは0円)
E と 10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - F)	(最高200万円、赤字のときは0円)

A	申告書の「3 所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄④及び⑤に転記します。
B	
C	申告書の「1 所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注)次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合…その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合…その所得金額(特別控除前の金額)
D	
E	
F	申告書の「3 所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記し、「a 従来の医療費控除」の選択欄に○を記入します。
G	

医療費控除について

「医療費控除の明細書」は自宅で事前に作成するようお願いします

(1) 医療費控除

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

$$\text{支払った医療費} - \text{保険等の補てん額} - \left(\text{総所得金額等の合計} \times 5\% \text{ (小数点以下切捨て)} \text{ と } 10 \text{ 万円のいずれか少ない方の金額} \right) = \text{控除額 (最高 200万円)}$$

○医療費控除の明細書を必ず添付してください

医療費控除を申告する場合には、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。領収書のみの添付では適用ができません。医療費などの領収書は、添付または提示は不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。なお、医療保険者から交付を受けた「医療費のお知らせ」などの医療費通知を添付すれば、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

※医療費控除の明細書は、市民税課、各支所、市民サービスセンターにあります。
また、前橋市ホームページからもダウンロードができます。

【「医療費控除の明細書」の書き方の例】

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払い先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
前橋 太郎	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	5,500 円	補てんされる金額があれば記入します。
前橋 太郎	□□薬局	☐ 診療・治療 ☒ 医薬品購入	660	
前橋 花子	〇〇病院	☒ 診療・治療 ☐ 医薬品購入	7,700	

※医療を受けた人、医療機関ごとに記入してください。

※今回の申告における対象は令和6年1月1日から12月31日までに支払った医療費です。

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

次の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

※(1)の医療費控除との併用はできません。

$$\text{対象医薬品の購入金額} - \text{保険等の補てん額} - 12,000 \text{ 円} = \text{控除額 (最高 88,000円)}$$

○セルフメディケーション税制とは

医療保険者が実施する健康診断の受診やインフルエンザ等の予防接種など、健康の保持増進および疾病の予防として一定の取り組みを行っている人が、本人や生計を一にする配偶者、そのほかの親族のために前年中にドラッグストアなどで特定一般用医薬品（領収書にセルフメディケーション税制の対象商品である旨の識別マークが表示されたものが対象）などの購入のために支払った金額がある場合は、上記の計算式で算出した金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができる制度です。申告する場合には、セルフメディケーション税制用の明細書の添付が必須です。領収書は、添付または提示は不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。

※今回の申告における対象は令和6年1月1日から12月31日までの購入分です。

(3) 医療費控除を申告する場合の必要書類

①従来の医療費控除を申告する場合

(ア) 医療費控除の明細書（添付） 7ページ

(イ) 医療費通知（医療費通知に関する事項に記入した場合に添付）

※おむつ代など、内容によっては上記のほか必要になる書類があります。

②セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）を申告する場合

セルフメディケーション税制の明細書（添付）

申告のための3ステップ

STEP 1

申告の方法を確認する

①郵送での申告

申告書に必要事項を記入し、収入や各種控除に係る証明書などの必要書類（コピー可）、番号確認及び身元確認書類のコピーを同封し、郵送してください。

②申告会場での申告

必要事項が記入された申告書及び収入や控除に係る証明書などの必要書類（原本）をご用意の上、会場へお越しください。市役所会場のみ来庁予約が可能です（詳細は次ページ）

③電子申告（前年中に収入がなかった（非課税収入のみで生活していた）かつ控除がない方のみ）

同封の市民税・県民税申告書に記載されている「整理番号」を使って申告書を作成することなく、スマホやパソコンから簡単に申告が行えます。



STEP 2

申告書の作成方法を確認する

①手書きで作成

同封の記載ポイントや市ホームページを参考に、申告書を記入してください。

②「住民税額シミュレーションシステム」で作成

このシステムをご利用いただくと、難しい計算をすることなく、申告書を作成できます。印刷した申告書は郵送で提出いただけます。ぜひご活用ください。



STEP 3

書類等を準備する

例年お問合せの多い項目について、ご準備いただきだき書類等は次のとおりです。記載のない項目や詳細をお知りになりたい方は市ホームページをご確認いただくか、「お問合せ先」にご相談ください。

○身分証明書

- ・マイナンバーカード、運転免許証等

○収入に関する書類

- | | | |
|----------------|-----|-------------|
| ・営業／農業／不動産収入 | ・・・ | 収支内訳書、支払調書等 |
| ・給与／公的年金等収入 | ・・・ | 源泉徴収票 |
| ・業務雑／その他雑／一時収入 | ・・・ | 支払調書等 |

○控除に関する書類

- | | | |
|----------|-----|-------------------|
| ・医療費控除 | ・・・ | 医療費控除の明細書※、医療費通知等 |
| ・社会保険料控除 | ・・・ | 証明書、領収書 |
| ・寄附金控除 | ・・・ | 受領証、特別控除額の計算明細書 |
| ・障害者控除 | ・・・ | 障害者手帳 |
| ・住宅ローン控除 | ・・・ | 源泉徴収票 |

※郵送の場合も「医療費控除の明細書」の提出は必須です。

領収書だけでは、控除は適用されません。

領収書は、法定納期限の翌日から5年間保管してください。

医療費控除の明細書は、「資料請求フォーム」で請求できます



申告書の様式が変更されました

国の主導により住民税に係る申告書が全国で統一された様式に変更されました。
別紙にて申告書作成のポイントをご確認ください。
(申告書と同時に納税通知書の様式も全国共通の様式に変更されています。
令和7年に最初に受け取られる納税通知書にてご確認ください。)

申告受付の予約ができます

本会場（前橋市役所）での申告は、専用ページから受付日時の予約ができます。
予約をされていない方は、当日受付で配布される「整理券」の順番でご案内します。
なお、出張会場では予約を行っておりません。

《注意点》

- ・ 予約にはメールアドレスが必要です。
- ・ 1人につき1件の予約をお願いします。
- ・ 予約数には制限があります。
- ・ 日程によっては、予約を受け付けて時間帯があります。
- ・ 当日の案内状況により案内時間が前後することがあります。
- ・ 電話での予約、変更及びキャンセルの受付は行っておりません。



申告書にマイナンバーの記載をお願いします

申告書提出の際は、番号確認と身元確認のため、次の①②のいずれかをご準備ください。

①個人番号カード

②通知カード（記載事項が最新のもの）と身元確認書類

《注意点》

- ・ 事業専従者や扶養親族等の個人番号は申告者が確認し、記載してください。
- ・ 郵送提出の場合は、①の両面コピー又は②のコピーを同封してください。
- ・ 代理の方が申告書を提出される場合は、郵送と同様にコピーを添付してください。
- ・ 個人番号確認及び身元確認書類のコピーは返却できません。

具体的な計算方法は市ホームページでご確認ください

各種の所得額及び控除額の計算方法や対象等をお知りになりたい方は、
市ホームページにてご確認ください。
資料請求フォームから請求可能な「手引き」でも、確認いただけます。



（予告）令和8年度申告から新しい電子申告が開始されます

令和8年から全国共通の住民税電子申告システムの運用が予定されています。
電子申告システムの運用開始によって、年間を通じてオンライン申告ができる見込みです。
詳細は、次年度にお知らせします。

市・県民税申告書の提出先・お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市役所 市民税課 電話 027-898-6203

申告期間中とその前後はお問い合わせが集中し、電話がつながりにくくなる場合があります。